

## 第4章 介護保険事業給付の推計

第7期計画の給付費見込額と介護保険料について定めます。

### 1 高齢者数と認定者数の推計

#### (1) 高齢者数（将来人口）の推計

町の高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上に到達したことにより増加していきませんが、平成32年以降全体的に緩やかに減少していくと見込んでいます。

高齢者数の推計 (人)

	H28	H29	H30	H31	H32	H37
総人口	18,032	17,874	17,671	17,468	17,265	16,291
その他	11,854	11,637	11,427	11,217	11,003	10,155
前期高齢者数	2,707	2,728	2,743	2,747	2,734	2,462
後期高齢者数	3,471	3,509	3,501	3,504	3,528	3,674
高齢化率	34.3%	34.9%	35.4%	35.9%	36.5%	37.7%

平成28・29年度 住民基本台帳  
平成30年度以降は、福祉あんしん課推計

#### (2) 認定者数の推計

認定者数は、少しずつ減少していますが、平成30年度以降は要介護者が増加していくと予測しています。また、要支援認定申請が不要の「事業対象者」が増加することにより要支援認定者は減少していますが、平成32年以降増加していくと見込んでいます。

認定者数・認定率の今後の推計

(人・%)

	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要支援1	104	78	64	57	74	87
要支援2	138	134	131	126	125	144
要介護1	169	180	183	203	216	241
要介護2	201	210	234	255	277	312
要介護3	180	186	205	231	249	279
要介護4	158	165	172	188	202	214
要介護5	128	121	131	141	147	157
合計	1,078	1,074	1,120	1,201	1,290	1,434
認定率	16.7%	17.2%	17.9%	19.2%	20.6%	23.3%

平成28・29年度 介護保険事業状況報告  
平成30年度以降は、福祉あんしん課推計

## 2 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要です。

高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情、その社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、第6期計画と同じく、琴浦町内を1つの日常生活圏域と設定しました。

## 3 サービス利用者数の推計

第6期計画の実績等を基にして、第7期計画の介護保険サービスを確保できるよう利用者数を推計しました。

## (1) 居宅サービス利用者数の推計

介護サービス別一月あたり利用者数の推計

(実人数)

サービス名	H28	H29	H30	H31	H32	H37
訪問介護	89	91	100	103	107	114
訪問入浴介護	7	9	17	17	17	21
訪問看護	30	24	32	36	43	54
訪問リハビリテーション	10	14	21	24	25	28
居宅療養管理指導	105	102	100	106	114	114
通所介護	335	334	326	355	373	385
通所リハビリテーション	79	80	81	86	95	102
短期入所生活介護	54	60	58	60	61	61
短期入所療養介護(老健)	9	10	9	9	9	9
福祉用具貸与	229	244	253	290	321	374
特定福祉用具購入	4	6	9	11	13	16
住宅改修	4	5	7	7	8	9
居宅介護支援(総件数)	469	476	459	470	494	503
特定施設入居者生活介護	4	3	6	6	6	6
計	1,428	1,458	1,478	1,580	1,686	1,796

介護予防サービス別一月あたり利用者数の推計

(実人数)

サービス名	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護予防訪問介護	36	26				
介護予防訪問看護	10	6	6	7	9	11
介護予防訪問リハビリテーション	1	0	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	7	11	11	12	12	13
介護予防通所介護	135	114				
介護予防通所リハビリテーション	15	13	13	14	15	17
介護予防短期入所生活介護	2	1	3	3	3	5
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	2	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	41	53	52	59	66	81
特定介護予防福祉用具購入	3	2	2	2	2	2

介護予防住宅改修	3	2	3	3	3	3
介護予防居宅介護支援	175	156	161	174	174	176
介護予防特定施設入居者生活介護	2	0	0	1	1	1
計	430	384	255	279	289	313

## (2) 地域密着型サービス利用者数の推計

地域密着型サービス一月あたり利用者数の推計 (実人数)

サービス名	H28	H29	H30	H31	H32	H37
認知症対応型通所介護	1	2	2	2	2	3
認知症対応型共同生活介護	97	97	104	104	104	108
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	5	5	5
地域密着型通所介護	11	14	20	20	20	21
計	109	113	126	131	131	137

介護予防地域密着型サービス一月あたり利用者数の推計 (実人数)

サービス名	H28	H29	H30	H31	H32	H37
認知症対応型通所介護	0	1	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	1	2
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	1
計	1	2	3	3	3	5

## (3) 施設サービス利用者数の推計

施設サービス一月あたり利用者数の推計 (実人数)

サービス名	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護老人福祉施設	143	144	152	152	152	175
介護老人保健施設	56	62	77	77	77	83
介護医療院			0	5	5	5
計	199	206	229	234	234	263

## (4) 地域支援事業利用者の推計

地域支援事業 年間利用者数の推計

(延人数)

事業名	H28	H29	H30	H31	H32	H37
訪問介護〔現行相当〕		300	500	500	500	550
通所介護〔現行相当〕		1,000	1,800	1,800	2,000	2,500
ちょこっとリハビリ教室	451	720	960	960	960	960
パワーリハビリテーション	1,497	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
温水利用による介護予防	117	182	200	210	220	250
認知症早期発見検査(ひらめきはつらつ)	144	120	130	140	150	200
認知症早期発見検査(検診)	488	642	750	750	750	750
介護予防教室(はればれ・いきがい)	5,259	5,300	5,350	5,350	5,350	5,400
ものわすれ相談	7	10	12	18	24	30
高齢者SOSネットワーク	40	80	120	150	200	200
認知症サポーター養成	127	200	200	200	200	200
認知症フォーラム	—	200	220	240	260	280
介護予防フォーラム	166	180	200	220	240	260
新わくわく琴浦体操普及啓発(参加者)	15,458	16,000	16,500	17,000	17,500	18,000
総合相談	4,517	4,600	4,650	4,700	4,750	4,800
成年後見制度	0	1	1	1	1	1
権利擁護相談	32	35	35	35	35	35
家族介護用品助成事業	10	10	10	10	10	10
介護予防ケアマネジメント(要支援認定以外)		300	840	960	960	1,080
介護予防サークル活動支援(サークル数)	92	93	94	96	98	100
介護ボランティア(活動回数)	1,117	1,200	1,200	1,200	1,300	1,400
合計	29,522	32,613	35,212	35,980	36,948	38,446



## 4 給付費見込額の推計

### (1) 標準給付費の推計

第6期計画の実績をもとに、第7期計画の介護サービスを確保するための給付費を推計しました。

標準給付費は、介護サービス給付費をもとに消費税増税や処遇改善などの影響額を見込み、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料を加えて推計しました。

総給付費の推計 (千円)

区 分	H30	H31	H32	H37
居宅サービス	962,620	1,064,482	1,144,872	1,310,658
地域密着型サービス	324,711	326,755	326,773	341,651
施設サービス	660,543	693,305	693,305	777,570
計	1,947,874	2,084,542	2,164,950	2,429,879

標準給付費の推計 (千円)

区 分	H30	H31	H32	H37
総給付費(調整後) A	1,947,346	2,108,893	2,216,999	2,428,748
一定以上所得者影響額	△528	△905	△993	△1,131
消費税等の見直し影響額	0	25,256	53,042	—
特定入所者介護サービス費 B	69,550	69,550	69,550	75,000
高額介護サービス費 C	41,300	41,300	41,300	42,000
高額医療合算介護サービス費 D	7,500	7,500	7,500	7,600
審査支払手数料 E	2,451	2,451	2,451	2,565
標準給付費見込 (A～E合計)	2,068,147	2,229,694	2,337,800	2,555,913

## (2) 地域支援事業費の推計

平成29年度から「訪問介護」と「通所介護」を介護サービスから地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業に追加しました。

地域支援事業費の推計 (千円)

区 分	H30	H31	H32	H37
介護予防・日常生活支援総合事業	82,000	82,000	82,000	90,000
包括的支援・任意	36,000	36,000	36,000	47,000
合 計	118,000	118,000	118,000	137,000

## 5 第1号被保険者介護保険料の設定

### (1) 介護保険料の算定方法 (概要)

第1号被保険者の介護保険料は、平成30年度から平成32年度までの3年間の保険給付費等を基に算定します。

$$\text{月額保険料} = \frac{((3\text{年間の保険給付費等見込額} \times 23\%) + \text{調整交付金など})}{\text{琴浦町の3年間における第1号被保険者補正人数}} \div 12\text{月}$$

(基準額)

第7期計画介護保険料算定に影響すると見込まれる事項は、以下のとおりです。

- ①第6期計画の要介護等認定者数が減少傾向にあるが、今後増加見込
- ②平成30年度介護報酬改定率0.54%、平成31年10月の消費税率引き上げ(8%→10%)及び介護職員の処遇改善など
- ③高齢者人口の増加による保険料収納額の増加
- ④第6期計画の余剰金の積立額2億5千万円のうち、1億2,000万円を取り崩して充当する
- ⑤第1号被保険者の負担割合が22%から23%に変更すること。

## (2) 保険料基準額の算定

第7期計画の第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、次のように算定しました。

### ① 予定保険料収納率方式

予定保険料収納率とは、保険料を賦課する総額に対して、実際に収納される保険料の見込額の割合をいい、本町の試算では97%としています。

【保険料収納必要額】 3年間 14億63万7,554円	÷	【予定収納率】 97%	=	【保険料賦課総額】 3年間 14億4,395万6,241円
-----------------------------------	---	----------------	---	-------------------------------------

### ② 介護保険料基準額の算定方式

【保険料賦課総額】 3年間 14億4,395万6,241円	÷	【補正後1号被保険者】 3年間 18,331人	=	【保険料基準額】 年間 78,771円
-------------------------------------	---	-------------------------------	---	---------------------------

【保険料基準額】 年間 78,771円	÷	12ヵ月	=	【保険料基準額】 月額 6,564円
---------------------------	---	------	---	--------------------------

介護保険準備基金を1億2,000万円取り崩して介護保険料に充当します。



保険料基準額 月額 6,002円 となります。

### (3) 所得段階別の保険料

第1号被保険者の負担能力に応じたきめ細かな段階設定となるよう、第6期計画と同様に12段階設定の細分化を行います。

第1段階については、引き続き低所得者の保険料軽減を実施し、料率の0.50を0.45とします。

所得段階	該当要件	料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.45	32,400円
第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.75	54,000円
第3段階	世帯全員住民税非課税かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.75	54,000円
第4段階	本人住民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	0.90	64,800円
第5段階 (基準額)	本人住民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人の前年合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える	1.00	72,000円
第6段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額120万円未満	1.20	86,400円
第7段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額120万円以上200万円未満	1.30	93,600円
第8段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額200万円以上300万円未満	1.50	108,000円
第9段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額300万円以上400万円未満	1.80	129,600円
第10段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額400万円以上600万円未満	2.00	144,000円
第11段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額600万円以上800万円未満	2.50	180,000円
第12段階	本人が住民税課税かつ前年合計所得金額800万円以上	3.00	216,000円

※前年合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」と「公的年金等に係る雑所得を控除(第1～5段階のみ)」した金額です。